

原議保存期間30年
平成53年12月31日まで

各地方機関の長殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
各都道府県警察の長

警察庁丙総発第11号
平成23年3月31日
警察庁長官官房長

留置施設の巡察に関する規則等の制定について

留置施設の巡察に関する規則(平成23年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。)が別添1のとおり制定されるとともに、規則第7条の規定に基づき、留置施設の巡察に関する実施細目(平成23年警察庁訓令第4号。以下「訓令」という。)が別添2のとおり制定され、いずれも本年4月1日から施行されることとなった。

規則及び訓令の制定趣旨、概要及び運用上の留意事項については、下記のとおりであるので、対応に遺漏のないようにされたい。

記

第1 趣旨

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第19条の規定による巡察(以下「巡察」という。)については、従来、年度ごとに国家公安委員会の決定によって実施要領等を定め、これを実施してきたところであるが、これまでに相当数の留置施設において巡察を実施した結果、当該決定において定められてきた重点項目が固まるなど、おおむね巡察の要領が定着したものと考えられる状況にある。

そこで、今般、新たに国家公安委員会規則を制定して巡察の在り方の大綱方針を示し、これまで国家公安委員会の決定に定められていた個別具体の重点項目等については、警察庁訓令において定めることとされたものである。

第2 概要

1 規則の概要

(1) 実施項目(第1条関係)

巡察は、留置施設の管理運営に関すること及び被留置者の処遇に関することについて行うものとされた。

(2) 実施方法（第2条関係）

巡察は、関係者からの聴取り、書類の閲覧、実地の視察その他適当な方法により実施するものとされた。

(3) 実施（第3条関係）

巡察は、毎年度少なくとも1回、全ての都道府県警察において実施しなければならないとされた。

(4) 留意事項（第4条関係）

巡察を行うに当たっての留意事項が定められた。

(5) 国家公安委員会への報告（第5条関係）

警察庁長官（以下「長官」という。）は、国家公安委員会に対し、毎年度少なくとも1回、巡察の実施状況を報告しなければならないとされた。

(6) 巡察の結果に基づく措置（第6条関係）

長官は、巡察の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとされた。

(7) 細目（第7条関係）

規則に定めるもののほか、巡察の実施に関し必要な事項の細目は、長官が定めるとされた。

2 訓令の概要

(1) 実施項目（第1条関係）

規則第1条各号に掲げる事項の細目を定めた。

(2) 重点項目（第2条関係）

第1条各号に掲げる事項に関する巡察の重点項目は、毎年度、留置管理業務の実情を踏まえ、長官官房総務課長が定めるものとした。

(3) 実施職員（第3条関係）

内部部局及び地方機関に係る巡察の実施職員を定めた。

第3 留意事項

1 実施項目及び重点項目（規則第1条並びに訓令第1条及び第2条関係）

巡察は、規則第1条各号及び訓令第1条各号に掲げる事項の全ての分野について行うことを前提としているが、効果的な巡察を行うために、この範囲の中で、留置管理業務の実情を詳しく把握する長官官房総務課長が、全般的な情勢を踏まえて、巡察の対象とする項目を具体的に示すこととした。

なお、長官官房総務課長が定める巡察の重点項目は、別途通知する。

2 実施（規則第3条関係）

毎年度少なくとも1回、全ての都道府県警察において巡察を実施することとされたのは、被留置者の処遇の斉一を図るなどの巡察の目的を達成するた

めには、一定の期間内に、全ての都道府県警察についての留置施設の運用状況を把握する必要があるためである。効果的に巡察を実施するためには、施設の規模、特徴、地域、時期等を考慮して対象を選定しなければならないことから、巡察を行う留置施設については、内部部局（長官官房総務課）と調整した上で決定すること。

3 国家公安委員会への報告（規則第5条関係）

毎年度少なくとも1回報告することとしたのは、年度ごとに1回の報告を基本としつつ、必要に応じて中間的な状況を報告することも考えられるためである。

4 巡察の結果に基づく措置（規則第6条関係）

「必要な措置」とは、例えば、留置管理業務に関して改善すべき点を把握した場合に、その改善方針を示すこと等が考えられる。

5 実施職員（訓令第3条関係）

「必要と認める場合」とは、業務上の都合から、やむを得ず、訓令第3条第2号ア又はイの職員に巡察を行わせることができない場合である。

別添1及び2については省略。